

大学等の通信教育の面接授業を受講する学校職員
の服務に関する取扱要綱

1 趣旨

多様化する教育行政の需要に適切に対応するため、学校職員の資質向上を図る必要から、大学等の通信教育の面接授業（以下「スクーリング」という。）を受講する場合の服務についての取扱いを定めるものである。

大学等の実施する通信教育における学習は、学校職員の資質向上に寄与するものと考えられるので、学校職員がスクーリングを受講する場合、「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年6月26日埼玉県条例第38号）」第2条第1号（研修を受ける場合）の規定に基づく職務専念義務免除（以下「職専免」という。）として取り扱うこととする。

2 対象事項

学校職員が、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の次の各号に掲げる通信教育を受ける場合において、スクーリングを受講する場合。

- (1) 大学等の通信教育学部・学科の正科生（全科履修生、本科生等）。
- (2) 一部の科目を履修する場合にあっては、資格取得を目的とし、単位修得を前提とする聴講生。

3 日数及び時期

(1) 日数

1年度につき、10日の範囲内においてその都度必要と認められる期間（大学等への往復に要する時間を含む。）とする。

承認は、1日、1時間単位とし、時間単位の場合の日単位への換算方法については年次休暇の例による。

(2) 時期

学校職員のうち、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母（寄宿舍指導員）については長期休業中とする。

4 手続

- (1) 職務専念義務免除願に、下記の書類を添えて教育委員会に提出し、承認を得ること。
 - ア 大学等の通信教育学部・学科の学生又は聴講生であることを証明する書類
 - イ 大学等が用意する通信教育の受講に関する要綱
 - ウ 受講しようとするスクーリングの日程を明らかにする書類
 - エ 聴講生にあつては、履修単位数及び取得可能資格がわかる書類
- (2) 当該年度において、すでにスクーリング受講により職専免を承認されている場合は、その延べ日数を記載し、申請すること。
- (3) 受講終了後は、別添受講報告書を校長に提出すること。

5 実施時期

平成8年4月1日

大学等の通信教育のスクーリング受講報告書

平成 年 月 日

埼玉県立 学校長 様

職名・氏名

私は、職務専念義務免除により大学等のスクーリングを受講しましたので報告します。

記

- 1 職務専念義務免除の期間及び日数
- 2 受講した学校、学部、学科名
- 3 受講した科目名